

第19期

第14回

# 総会議事録

令和4年6月17日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和4年6月17日(金)
2. 開催場所 特別会議室、安積行政センター、三穂田行政センター、逢瀬行政センター
3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	佐久間俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎幸夫	出席	西田地区
3	小林正一郎	出席	片平地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	吉田直衛	出席	中田地区
6	北島繁和	出席	湖南地区
7	降矢セツ子	出席	田村地区
8	池上慎一郎	出席	中央地区
9	細山文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川弘作	出席	中央地区
13	須永静夫	出席	中央地区
14	吉田秀吉	出席	三穂田地区
15	黒澤大吉	欠席	日和田地区
16	濱尾文博	出席	富久山地区
17	柳田健一	出席	中央地区
18	伊藤城治	出席	三穂田地区
19	遠藤昭夫	出席	安積地区
20	松川延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 小林 亨  
 【主任主査兼農地調整係長】 笠井 幸治  
 【農業振興・農業法人係長】 永沼 宏介

【事務局次長】 齋藤 聡  
 【庶務係長】 佐々木 佐保里

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時38分

8. 閉会宣言 15時53分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

---

署名人

小林 正一郎

---

署名人

濱尾 文博

---

事務局	<p>ただいまより、第14回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、黒澤 大吉委員から 欠席届が出されております。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、 この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、 成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>こんにちは。お忙しいところ、ご苦労様です。</p> <p>今日付けの全国農業新聞に遠藤昭夫さんの献上米の田植えの 情報が載っておりますので、後でご確認ください。</p> <p>慎重、審議をお願いして、挨拶に変えます。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により 会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、提出されております案件について、 慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。 議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、 議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>3番 小林正一郎 委員 16番 濱尾 文博 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、 農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。 議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて 事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>池上慎一郎 委員の調査報告を求めます。</p>

池上慎一郎 委員	<p>中央1番 1件について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。</p> <p>6月6日に事前審査会を行いました。使用貸人と使用借人は親子で父親から農地を借りて約5年前からこの土地で耕作していました。借人は以前から農業開始の検討をしておりましたが、多肉植物を中心とした栽培を行っており5反歩では面積が多いので農業開始を躊躇していました。</p> <p>今年から別段面積が設定されたことに伴い農業開始になりました。</p> <p>これらの農地について現地調査をしましたが周辺農地と調和のとれた利用状況で適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について 許可と決します。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。 細山 文昭 委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭 委員	<p>逢瀬2番について、報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請地は山林の一角にありまして周囲にイノシシ除けの柵がある中にある土地で、登記上は田ですが現在は畑として使われています。 取得後は妻と2人で農作業に従事します。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に</p>

	<p>該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に、3番 1件について付議いたします。 小林正一郎 委員の調査報告を求めます。</p>
小林正一郎 委員	<p>片平3番の調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 6月6日に会長、職務代理者とともに事前審査会を開催しました。 申請地は現在も水田として利用されており、作業は本人、妻、兄が 行います。農業に意欲的で徐々に規模を拡大して いきたいとのことです。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について 許可と決します。</p> <p>次に、4番 1件について付議いたします。</p>

	これは私の報告なので、議長交代いたします。
吉田職代	議長交代いたしました。 佐久間俊一 委員の調査報告を求めます。
佐久間俊一 委員	6月12日に現地を確認して来ました。 調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。受け人が農作業に従事します。現住所が仙台になっていますが、農地の隣に自宅を持っています。 周辺農地と調和の取れた状況で管理されており、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
吉田職代	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
吉田職代	4番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
吉田職代	異議ないものと認め、4番 1件について 許可と決めます。 議長交代いたします。
議長	議長交代いたしました。  次に5番と6番の 2件について付議いたします。 濱尾 文博 委員の調査報告を求めます。
濱尾 文博 委員	5番と6番の 2件について、調査の結果を報告いたします。 まず5番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 貸人は高齢化により耕作が困難になり、中田推進委員の紹介で貸借の申請に至りました。申請地は河川の近くで園芸作物に適しているため、きゅうり、なす等の栽培をしたいとのことでした。 6番は農業開始時に農業政策課から紹介を受けて

	<p>いましたが相続登記がされていなかったため遅れて今回の申請になりました。申請地にはハウスを建てきゅうり等を栽培したいとのことでした。農作業は妻といっしょに従事します。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>5番と6番の2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、5番と6番の2件について、許可と決します。</p> <p>次に、7番1件について付議いたします。 降矢セツ子委員の調査報告を求めます。</p>
降矢セツ子委員	<p>田村7番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の自由は相手方要望、農業開始です。</p> <p>6月6日に農業委員会会議室において、佐久間会長と吉田職務代理人、事務局職員とともに農業開始の事前審査会を行いました。野菜を栽培したいとのことでした。 必ず耕作する旨の確約書も提出されており、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>7番1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、7番1件について</p>



	<p>許可と決めます。</p> <p>次に、8番 1件について付議いたします。 岩崎 幸夫 委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>西田8番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は兄から弟への贈与による農業開始です。 6月6日に農業委員会会議室において佐久間会長、吉田職代、事務局職員とで事前審査会を行いました。 現地調査の結果、すべて作付けされております。 申請人の住所が神奈川県になっていますが、数年前に申請地付近に住居を借り、本人はここで生活しています。 実家の近くでもあり、農機具等は兄から借りているとのこと。 作業は本人と兄夫婦、農繁期には甥夫婦にも手伝ってもらい行います。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>8番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、8番 1件について 許可と決めます。</p> <p>次に、9番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>9番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は労力不足、経営拡大です。</p>

	<p>受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>9番と 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、9番 1件について 許可と決します。</p> <p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>松川 延安 委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安 委員	<p>田村1番 1件について調査の報告をいたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は分家住宅の建築です。受け人は渡し人の孫です。 渡し人は長男夫婦といっしょに農業と温泉旅館を営んでいます。 孫の受け人は現在勤めていますが、将来は祖父や親の経営を 引き継ぐ意思があり実家の近くに分家としての持ち家を 建築するものであります。</p> <p>申請地の南側、西側は市道に隣接し、北と東は 祖父の土地であり近隣農地への影響はないと見ました。</p> <p>よって農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>

事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで 甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の 一団の農地の区域内にある集団農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、 住宅その他の申請にかかる土地の周辺の地域において 居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設の用に 供するために行われるものであり、集落に接続して 設置される集落接続事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>次に、議案第3号「郡山市農用地利用集積計画の 決定について」を議題といたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく 農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、 この適否についてお諮りいたします。</p> <p>まず4番と5番の 2件について付議いたします。</p> <p>この件につきましては、私の同居の親族が借人の 会社の代表取締役になっておりますので、農業委員会等に関する法律 第31条第1項による議事参与の制限に該当しますので 議長を交代し、退席いたします。</p>
	<p>(会長が退席する)</p>

吉田職代	議長交代いたしました。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	4番と5番の 2件につきましては別紙の農地中間管理事業になります。利用権設定の申請があり、現地調査並びに審査の結果、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、 適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
吉田職代	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
吉田職代	4番と5番の 2件について 承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
吉田職代	異議ないものと認め、4番と5番の 2件について、承認と決めます。 退席委員の復席を求めます。
	(退席委員が復席する。)
吉田職代	議長交代いたします。
議長	次に1番から6番までのうち 4番と5番を除く 4件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	1番から6番までのうち 4番と5番を除く4件の農用地利用集積 計画につきましては、所有権移転2件、利用権設定2件の申請があり、 現地調査並びに審査の結果、いずれも農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件を満たしており、 適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番から6番までのうち4番と5番の2件を除く 4件について承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番から6番までのうち、4番と5番の 2件を除く4件について、承認と決めます。

	<p>以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>続いて、議案第4号「非農地に関する判断について」を議題といたします。</p> <p>1番と2番の2件について付議いたします。</p> <p>濱尾 文博委員の調査報告を求めます。</p>
濱尾 文博委員	<p>富久山1番について、調査の報告をいたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。目的は地目変更です。</p> <p>6月2日に現地調査を事務局と行いました。申請地は住宅地に囲まれた農地で、数年間管理されておらず、荒れています。</p> <p>願出人はこの土地を神社に寄付したいとのことでした。</p> <p>次に2番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。目的は地目変更です。</p> <p>6月2日に現地調査を事務局と行いました。申請地は森の中の沢にある農地で10数年、耕作されていません。</p> <p>農地に復元することは困難と判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番と2番の2件について、非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番と2番の2件について、非農地と決めます。</p> <p>以上で、議案第4号を終わります。</p> <p>次に議案第5号「空き家に付随した農地に係る変更申請について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>申請人、農地、宅地の表示は記載の通りです。</p> <p>当初の申請人が亡くなったため、相続人に変更するもので</p>

	変更相当と考えます。
議 長	ただいまの報告について ご意見、ご質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について、 承認することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について承認と決めます。 以上で、議案第5号を終わります。  次に議案第6号「令和5年度農業施策の要望について」を 議題といたします。 この件につきましては、農地利用最適化推進委員会議で 事前に検討していますので、鈴木 光一委員長から 報告を求めます。
鈴木 光一 委員長	4月25日付けで福島県農業会議から令和5年度の 農業施策の要望についての検討依頼がありました。 5月16日の農業相談日に各地区で検討していただきました。 その後、各地区からの意見をもとに令和5年度の要望案について 5月23日、推進委員の中から選出した検討委員8名による 検討会議と5月26日の推進委員会議で2回にわたり 検討を行いました。 内容につきましては事務局から説明します。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の説明を求めます。
事務局	各地区からの意見及び推進委員会議での検討内容について ご説明いたします。資料として別紙1、別紙2を お配りしております。 まず別紙1につきましては、推進委員会議での検討を踏まえた 最終結果、報告書の案になっております。 別紙2は各地区から寄せられた意見及び推進委員会議での 検討結果、それを受けまして別紙1の報告書案が記載してあります。 別紙2に戻りまして、各地区からの意見及び推進委員会議での 検討内容について説明いたします。

左側が昨年度要望事項、真ん中が各地区からの意見及び推進委員会議での検討内容、右側がそれを受けて今年度の要望事項（案）という書き方になっています。

そして黄色の部分が昨年度からの変更があった箇所、新規の箇所になっております。

黄色の部分を中心に説明します。1ページをご覧ください。

1番 東日本大震災等からの復旧・復興と防災対策について  
(1) 原子力災害からの復旧・復興についての①ですが  
ため池の放射性物質対策についての要望です。

中央地区から「郡山市ではため池の放射性物質対策は一旦終了しているのではないかと。終了しているのであれば削除しても良いのではないかと。」との意見がありました。

推進会議での検討としましては、「郡山市での対策は全てのため池を対象としたものではないため、全てのため池に対する対策を引き続き求めていく必要がある。」ということで、この項目は同一文言で継続となっております。

あと富久山地区から「風評による他地域との米価の差額割合を補償すること。」と国に要望してはどうかとの意見がありましたがこれについては②の内容に含めて要望するとしています。

2ページをご覧ください。

(2) 自然災害からの復旧・復興についての

①破損した水路及び沈下した農地の改修についてですが三穂田と熱海地区から早急にやることを求めていくとの意見がありましたので、それを踏まえ「早急に」の文言を追加しています。

(3) 大規模自然災害への備えについての

④休耕田を有効活用し、田んぼダムの整備を促進する制度等を導入することの項目について 「休耕田を有効活用し」という表現ですと休耕田のみになるため、田んぼダムは休耕田以外でも作っているので「休耕田の有効活用も含め」という表現になっております。

3ページをご覧ください。

2 産業政策関連

(1) 担い手育成・確保、新規就農者や多様な人材の確保について

①認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展支援についての部分ではありますが、富久山地区から「認定農業者への支援の拡充を行うこと」との意見がありました。

これにつきましては、認定農業者への支援は人・農地プランの作成がなかなか進んでいない地区の認定農業者への支援が行き渡っていない現状を踏まえ、今年度の要望事項は「人・農地プラン作成が困難な地区における認定農業者への支援の拡充を行うこと。」という表現で追加しております。

②新規就農者等担い手の確保についての

「③農業への関心を持つ方への就農機会を促進するため、就農に関する補助等の拡充を図ること。」の項目について中央地区から「補助の年齢が低く、60歳以上で新規就農を志す方への補助が充分ではないのではないか。」という意見があり、それを踏まえ「農業への関心を持つ方への就農機会を促進するため、就農に関する補助等の拡充を図るとともに、補助対象者の年齢の上限を引き上げること。」という表現にしております。

次に下から2番目の項目ですが、「新規就農者の研修を受け入れる施設の数を増やすこと。」については希望する方、全員が研修を受けられるようにしていくべきではないかという趣旨なので、要望事項としては

「研修を希望する新規就農者全員が研修を受けることができるよう、研修機会の充実を図ること。」という表現になっています。

1番下の項目ですが、富久山地区から「新規就農者の確保のため農業に関する更なる情報発信を行うこと」という意見をいただきました。

新規就農者に対する情報発信は行われているものの受け取りづらいのではないか、という状況を踏まえ要望事項は「支援制度や栽培技術に関する情報を、新規就農者が入手しやすいよう、よりわかりやすい情報発信を行うこと。」という表現にしております。



4ページをご覧ください。

(2) 農地集積・集約化と優良農地の確保対策について

①農地集積・集約化についての②番、「メリット措置を継続し拡充すること」ということで、「継続し」という文言を入れてはどうかという意見が熱海地区からありましたのでこれを受けて、「継続し」を入れた内容にしています。

下から2番目、中央地区から「農地中間管理事業について、農地の出し手の手数料を実質無償化するなど、出し手が農地バンクに貸付けしやすい制度とすること。」という意見が出されました。

これは出し手が農地バンクに貸付けする際に、手数料がかかって出せないということがあってはいけないので貸付けしやすい制度とするという内容でした。こちらの内容はそのまま要望事項に入れております。

最後の項目ですが、「農地中間管理事業について、中間管理機構である県農業振興公社が受け手の見つからない農地についても積極的に借り受けできるように支援すること。」という意見をいただきました。

こちらについても国、県への要望ということで、「農地中間管理機構が受け手の決まっていない農地についても積極的に借り受けできるよう支援すること。」という表現で盛り込んでいます。

5ページをご覧ください。

②優良農地の確保に関する制度についてであります。一番下、中央地区から「農地の土壌改良（粘土質の土壌の改善等）に対する補助制度を創出すること。」の意見をいただきました。

これについては、農地土壌改良事業がありますので今回は、要望事項には含めないことにしました。

6ページをご覧ください。

(3) グローバルマーケットへの対応についての

①国際交渉と国内対策について 要望事項の⑤番、「海外への米の販路の確保と拡大を図ること」につきましては地区からの意見を踏まえ、「米やその他の農畜産物の販路の確保と拡大を図ること。」という表現に変更しております。

一番下、喜久田地区からの「世界各国に比べ農業予算が少ないため農業予算の拡充を図ること。」というご意見につきましては各国の産業構造や予算規模が異なることから比較が難しいため、要望事項としての追加は見送ることになっております。

②農畜産物の輸入対策・輸出対策について の項目④ですが「米文化を広める施策を講じること。」について「米の炊き方など米食文化を海外に伝えることが米の輸出拡大につながるのではないか。」ということで「米の炊き方などの米食文化を広める施策を講じること。」と表現を変更しています。

7ページをご覧ください。

(4) 環境に配慮した政策について

①気候変動に対応した環境政策について の③番、生分解マルチの普及推進ですが、こちらの項目は「②番SDGsの達成に向けた政策について」に移すのがいいのではないかと、この意見がありましたので項目を移しました。内容はそのままです。

8ページをご覧ください。

### 3 地域政策関連

(1) 農村地域の活性化についてですが、昨年度は要望事項ありませんでした。今年度、富久山地区から「産学連携を図り6次産業化を進め、農業関連産業の誘引を図ること。」という意見をいただきました。

検討の中では、産学に官庁、金融を加え「産・学・官・金連携を図り6次産業化を進め、農業関連産業の誘引を図ること。」という表現にしております。

(2) 中山間地域等での営農環境の整備についての

②番 三穂田地区から有害鳥獣捕獲隊の内容を要望に追記してはどうかとの意見が出されました。

これを受けまして、要望事項(案)として「有害鳥獣捕獲隊への支援など効率的な捕獲体制を確保すること。」としました。

9ページ、ご覧ください。

5 その他ですが、下から2番目、田村地区から

「農家類型の約6割を占める兼業農家に対する国の考え方について、施策等を含め明確な方針を示してほしい。」という

	<p>意見をいただきました。</p> <p>検討会議の中では、兼業農家に対する施策の具体的な要望内容を今後検討していくということで、今回は見送りました。</p> <p>最後の項目ですが、「ウクライナ危機などを背景にした原材料価格の高騰に対し、補助制度の拡充を図ること。」という意見をいただきまして、この内容はそのまま要望事項に入れております。</p> <p>以上が各地区からの意見と推進会議の概要となります。これらを踏まえまして、農業会議に提示する報告書にしたのが別紙1です。</p>
議 長	ただいまの鈴木 光一委員長からの報告、事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。須永委員。
須永 静天 委員	最後の「ウクライナ危機」という言葉、具体的にこう書いていいのかどうか。円安とか原油価格の高騰とかいろいろあるんですが、ウクライナ危機という言葉に違和感があるので、何か表現がないかな。ウクライナ危機とは何だと聞かれたら困るかなと思います。
議 長	事務局。
事務局	須永委員から指摘がありましたようにウクライナ危機だけでなく、円安も影響していますので、表現は事務局で検討し、会長と相談して修正したいと思います。
議 長	よろしいですか。
須永 静天 委員	はい。
議 長	他にございませんか。
	(な し)
議 長	それでは、採決いたします。 原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決します。</p> <p>以上で、議案第6号を終わります。</p> <p>次に議案第7号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案第7号は農業振興地域整備計画の変更について郡山市長から意見を求められましたのでお諮りするものです。</p> <p>始めに農用地域からの除外について 議案第7号別紙資料1-1の1ページをご覧ください。除外の内容ですが国土調査によって公衆用道路に供される土地、電気通信事業に供する土地について、農用地域から除外するものです。</p> <p>除外するのは合計7筆、合計面積83.77㎡、詳細は資料1-2のとおりです。</p> <p>次に農用地域への編入について 資料1-2の3ページをご覧ください。編入予定地ですが三穂田町の山口、八幡の116筆で土地改良事業によるほ場整備を実施することから農用地域に編入するものです。対象地については資料2-2を、位置図は資料2-3をご覧ください。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決します。</p> <p>以上で、議案第7号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番とから6番までの 6件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番から26番までの 21番を除く25件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p>

	<p>報告第2号を終わります。</p> <p>ただいまの 第1号と第2号の報告について ご質問等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>次に5月17日に開催した特別委員会の審議の経過と結果の報告を 求めます。最初に、事務局から申請の概要について説明願います。</p>
事務局	<p>市長から「農業振興地域整備計画の変更に係る 農地転用の可否見込み」の協議がありましたので、 申し出があった各案件の概要を説明いたします。</p> <p>お配りしました農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用の 可否見込みについて及び資料をご覧ください。</p> <p>4月締め切り分で、7件の申請がありました。</p> <p>1番から6番までが農業振興地域の除外の申し出、 軽1番が農業振興地域整備計画の軽微な 変更申し出です。</p> <p>中央1番の事業目的は、サッカー場用駐車場です。 申出者はサッカー場の隣に送迎する父兄用の駐車場を 設置することにしました。</p> <p>申請地は10ha以上規模の第1種農地ですが 既存施設の拡張事業として許可できます。</p> <p>安積2番の事業目的は、車両置場です。 申し出者は自動車板金塗装業を営んでおります。 リサイクル車両と預かり車両が増え、 車両置場を拡張することにしました。</p> <p>申請地は10ha以上規模の第1種農地ですが 既存施設の拡張事業として許可できます。</p> <p>湖南3番の事業目的は駐車場です。 申出者は隣接する別荘に駐車場を設置することにしました。</p>

申請地は土地改良がおこなわれた第1種農地ですが  
集落接続事業として許可できます。

熱海4番の事業目的は農家住宅です。

申し出者は賃貸アパートに妻と子供3人で住んでいますが  
手狭になったことから住宅を建てることにしました。

申請地は10ha以上規模の第1種農地ですが  
集落接続事業として許可できます。

田村5番の事業目的は分家住宅です。

申し出者は現在、賃貸アパートに妻と住んでいますが  
手狭になったことから、住宅を建築することにしました。

申請地は、いずれにも該当しない第2種農地ですが、  
農地以外に適当な土地がなく、周辺農地にも  
影響を与えないことから許可できると判断しています。

田村6番の事業目的は事務所、資材置場及び駐車場です。

申出者は事務所、普通自動車30台、トラック12台、  
重機10台と資材置場に使用するものです。

申請地は、いずれにも該当しない第2種農地ですが、  
農地以外に適当な土地がなく、周辺農地にも  
影響を与えないことから許可できると判断しています。

三穂田軽1番の事業目的は農産物加工施設への進入路です。

申出者は隣の宅地に農産物加工施設を建設することに  
しましたが、進入路がないため転用するものです。

申請地は農用地ですが、農業用施設として許可要件があります。

なお、田村6番につきましては、特別委員会開催後、  
取り下げた旨、農林部から連絡がありました。

以上で、今回の申請の概要説明といたします。

議長

次に中尾 一明委員から、審議の内容を報告願います。

中尾 一明  
委員

5月17日に特別委員会を開催しましたので、

	<p>その審議の結果を報告します。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更についてですが、ただいま説明ありましたとおり、7件の申請があり協議しました。</p> <p>特別委員会では、記載のとおり許可基準を定め市長に報告することに決し、既に報告しております。</p> <p>以上、特別委員会の報告とさせていただきます。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>農振除外については、特別委員会での審議結果を総会の決定とする旨、決定しておりますので、既に市長に回答しております。</p> <p>その他ございませんか。事務局。</p>
事務局	<p>本日は1番の課題発表から7番の活動記録簿まで説明いたします。1番の課題発表ですが、5月の推進委員会議で発表していただきました逢瀬地区の影山推進委員にお願いいたします。</p>
影山 和雄 委員	<p>遊休農地の活用について 場所は逢瀬町多田野字西長倉山地内での事例を紹介します。</p> <p>令和元年から遊休農地を活用してぶどうの栽培を開始しました。面積は1.4haです。ぶどうの種類は巨峰、約60本です。将来的には観光ぶどう農園を目指しています。</p> <p>目標は、「ぶどうで収入を得て、楽しく農業経営をすること」と力強く語ってくれました。</p> <p>今後の取り組みですが、高齢でありながら遊休農地の活用に取り組む姿を通して、若い世代が農業に興味を持ち、地域の活性化につながることを期待しています。</p> <p>今まで何が一番大変でしたか、と聞きました。そうしたらいのししと雑草との闘いと笑って答えてくれました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に2 7月の研修について 事務局。</p>
事務局	<p>行政視察研修の確認事項について お知らせいたします。</p> <p>研修期間7月6日から8日、新潟・富山方面。参加者は農業委員15名、推進委員13名、合計28名と事務局2名入れて30名となります。</p> <p>集合・出発についてですが、7月6日の水曜日、宝来屋郡山総合体育館北側駐車場に7時15分集合、</p>

	<p>7時30分出発になります。車で来られた方は奥の方から詰めて駐車ください。朝食の用意はありませんのでご自宅ですましてくださるようお願いいたします。</p> <p>バス車内はマスク着用、水分補給のみとなっています。</p> <p>研修時の服装については、クールビズ対応 ノーネクタイ、上着着用になります。</p> <p>7月6日の宿泊先ホテルは全館禁煙のため、喫煙は屋外のみになります。</p> <p>行政視察の内容については、出欠確認の際、お送りした日程案から変更ありません。</p> <p>出発1週間前から毎日、体温の測定をお願いいたします。しおりと一っしょに体温の計測表もお送りしますのでよろしくようお願いいたします。</p> <p>持ち物については、行政視察研修のしおり、行政視察研修報告書及びアンケート、体温計測表で今月中に郵送します。</p> <p>タブレットは持参しないようお願いいたします。</p> <p>以上、行政視察研修の確認事項でした。</p>
<p>議 長</p>	<p>濱津幹事長。</p>
<p>濱津 洋一 幹事長</p>	<p>今ほど説明があったとおり、行政視察研修は安全に気を配りながら行うことに決定しました。総勢30名で行います。</p> <p>有意義な研修にしたいと思いますので、参加の皆さんのご協力をお願いいたします。初めて参加される方は、ご存じないかもしれませんが、帰って来たら研修の報告書を提出するようになりますので、お忘れなくよろしくお願いいたします。</p> <p>最適化推進委員にもその旨、お話ください。</p> <p>行かれる方、それまで健康で過ごしていただいて無事参加して、帰って来れるように幹事一同、務めて参りますので、よろしくお願いいたします。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に令和4年度郡山市農地利用状況調査について 事務局。</p>
<p>事務局</p>	<p>郡山市農地利用状況調査について、説明いたします。</p> <p>農地利用状況調査は遊休農地及び非農地の調査になります。</p> <p>調査期間は7月20日から10月31日で特に7月20日から9月2日の間、委員と事務局とで回る調査を実施したいと考えています。昨日の農業相談の際、各地区で相談して今行政センターから報告をいただいているところです。</p>



こちらを踏まえて調整し、具体的な日程は7月上旬にお知らせしたいと考えております。

調査対象は遊休農地及び遊休化のおそれのある農地のうち特に現地調査が必要として選定した農地。

各地区で、非農地化候補として選定した農地。こちらは農業相談で選定し、事務局に報告いただくようになっています。

昨年度に利用意向調査を実施した農地のうち、再調査を要する農地。こちらは事務局でピックアップして調査させていただきたいと思えます。

調査方法は昨年度と変更がありまして、まず各委員と事務局との合同調査、各地区の農業委員、推進委員、事務局職員が集まり、車で1日程度で現地を回る調査です。

これに加えて、各委員による個別調査を実施したいと考えています。各地区の農業委員、推進委員がそれぞれ既存の遊休農地・再生困難農地リストの農地を調査し、その結果を事務局に報告するものです。

四角い枠の中をご覧ください。

遊休農地・再生困難農地リストから調査箇所を1人1筆以上を来月の農業相談日に検討していただく。そのリストと資料を事務局から各行政センターに届けておきます。

来月の農業相談の時に見て、自分が調査する場所を選んでお知らせください。その選んだ場所を都合のいい良い時間に現地に行き、タブレットを使って調査箇所の写真を撮る。

Googlechatを使って該当地番、写真、判定結果等を送っていただきます。疑義があった場合、委員に連絡したり事務局で現地確認しながら、調査結果を整理するという内容です。

必要な遊休農地の判定基準、操作手順につきましては来月の総会と推進委員会議、合同調査で回った時に説明します。以上です。

議長

次に食糧問題懇話会 梅干しづくりについて 事務局。

事務局

食糧問題懇話会という団体で、委員の皆さんにも会員になって、会費も納めていただいています。

例年、市民の方を対象に梅干しづくり体験をやっております。昨年度はコロナの影響もありまして中止になりましたが、

	<p>今年度はこのような形で実施します。期日は7月4日の月曜日、9時に中央公民館に集まって出発し、西田の梅生産団地で収穫体験します。その後、中田の神山味噌醤油店を見学。</p> <p>それから公民館に戻って、畑中料理研究所の畑中先生を講師に梅干しづくりを体験をしていただき、意見交換して解散という内容になっています。</p> <p>人気のある事業で、募集30名に対し90名の応募をいただき今日この後、抽選会を行います。</p> <p>西田の本田推進委員は参加しますが、参加希望の方は事務局までお知らせ願います。</p>
議長	出張農業相談について 事務局。
事務局	<p>6月23日の木曜日、10時から午後3時まで午前、午後に分けて園芸振興センターで見学会が開催されます。それに伴い今年度から出張新規就農相談を開催したいと考えております。</p> <p>場所が逢瀬町なので、近隣の三穂田、逢瀬の農業委員、推進委員に出席いただき、PRを込めてやりたいと考えています。</p> <p>会長、職代、逢瀬の細山委員、古川委員にも参加いただきますが時間調整してお願いしたいと思います。その他の方にもできる限り、参加をお願いいたします。</p> <p>あと10月にも見学会が開催されますので日程が決まりましたらお知らせします。</p> <p>先ほどの農地利用状況調査と現地調査の時に、写真を送ることになっていましたが、資料をお配りしています。タブレットで撮った写真を送る方法のマニュアルです。</p> <p>現地調査の際、いっしょにやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議長	活動記録簿について 事務局。
事務局	<p>活動記録簿の記入について、お願い申し上げます。</p> <p>様式3、横長のものですが、4月、5月、6月と毎月書いていくものです。まだ提出されていない方もいらっしゃるので毎月の提出をお願いいたします。</p> <p>書き方ですが4月、5月と書いてある左の欄、活動日数の欄は活動記録簿の記入枚数と一致します。月例総会、農業相談も</p>

	<p>1回でカウントします。定例的な会議等についても活動記録簿の記入をお願いいたします。</p> <p>左から2つ目の欄、意向把握の実施回数については、将来こんなことをしてみたい、考えているなどの相談を受けた件数や委員がこの土地を貸す考えはありますかなど地域の方に意向を聞いたのべ件数を記載してください。</p> <p>記載した件数分について、活動記録簿を1件ずつ記入をお願いいたします。</p> <p>関係機関との打ち合わせの実施回数の欄には、毎月の農業相談についても1回分記入してください。打ち合わせの欄には月例などの定期的な会議は入りません。</p> <p>新しい様式ですので、事務局も委員の皆さんと記入について検討していきますので、随時お問い合わせいただければ助かります。よろしくをお願いいたします。以上です。</p>
議長	他にありませんか。
	(なし)
議長	<p>長時間の慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上で、第14回総会を閉会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>

郡山市農業委員会

## 第14回総会（令和4年6月17日開催）の概要

第3条 農地の異動は

9件で、田 11,398㎡ 畑 9,898㎡ でした。

第5条 農地転用は

1件で、分家住宅でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。